

区分所有法 共用部分の持分の割合 宅建 H23-13-2 <<#827>>

【問】 正誤をつけよ。

規約に別段の定めがある場合を除いて、各共有者の共用部分の持分は、その有する専有部分の壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積の割合による。

【答え】 正しい

<<ポイント>> 共用部分の持分の割合 【★基礎必須】

- 1 各共有者の持分は、その有する**専有部分の床面積の割合**による。
- 3 前2項の床面積は、壁その他の区画の**内側線**で囲まれた部分の水平投影面積による。
- 4 前3項の規定は、**規約で別段の定め**をすることを妨げない。（区分法14条1項、3項、4項）

⇒ 内法計算、内法面積